

## 2 4 埼玉県立病院機構建築物定期調査業務 業務仕様書

- |                 |  |
|-----------------|--|
| 1 業務名称          | 2 4 埼玉県立病院機構建築物定期調査業務  |
| 2 業務場所          | 埼玉県北足立郡伊奈町小室 8 1 8 番地ほか  |
| 3 対象施設          | 別添「定期点検業務対象建築物一覧」による   |
| 4 履行期間          | 契約日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで  |
| 5 業務の内容<br>及び範囲 | 県立 4 病院における建築基準法第 1 2 条第 1 項に基づく建築物の定期調査及び報告書の作成。(特定行政庁への報告業務を含む。) |

業務内容における注意事項については、次のとおりである。

- (1) 外装仕上げ材等の調査方法は、建築基準法令等の定めによる。なお、本調査において安全確保上重大な異常が認められた場合は、発注者と協議のうえ、当該部分に対するテストハンマー等（赤外線調査を含む）による全面的な打診を追加実施する。
- (2) 石綿の調査方法は、目視及び設計図書等による（分析調査は含まない）。ただし新たに発見した場合は、報告書に記載する。
- (3) 防火設備（作動状況や閉鎖作動時の危害防止機構等）の調査については、消防点検等の記録、図面、目視による。
- (4) 本調査を行う者の資格要件は 1 級建築士、2 級建築士又は特定建築物調査員資格者とする。

- |         |   |
|---------|---|
| 6 適用基準等 | 業務を実施するに当たり、適用すべき基準等は次のとおりである。<br>(1) 建築基準法（同施行規則及び国土交通省告示を含む。）<br>(2) 「特定建築物定期調査業務基準（2021 年改訂版）」（国土交通省住宅局建築指導課監修）  |
| 7 提出書類  | 埼玉県立病院機構委託契約約款に規定するもののほか、業務に先立ち、次の手続き書類を提出し、監督員の承諾を受けること。<br>(1) 業務計画書<br>・ 業務概要書<br>・ 業務工程<br>・ 業務組織計画（担当技術者名簿及び業務分担表を含む）<br>・ 使用する主な図書及び基準<br>・ 連絡体制（緊急時を含む。）<br>(2) 協力事務所承諾願（協力事務所を使用する場合）                               |
| 8 成果品   | (1) 報告書（発注者への提出用）<br>以下を施設毎に別ファイル綴じ各 2 部提出する。<br>・ 調査結果表、調査結果図、関係写真<br>・ 施設別概要書<br>・ 棟別概要書<br>(2) 報告書（特定行政庁への提出用）<br>以下を台帳番号毎に別ファイル綴じ各 2 部提出する。なお、一つの台帳番号につき 1 棟として報告書をまとめること。<br>・ 調査結果表、調査結果図、関係写真<br>・ 施設別概要書<br>・ 棟別概要書 |

※報告書は建築基準法令の規定等による様式等とする。

(参考) 一般財団法人埼玉県建築安全協会

[一般財団法人 埼玉県建築安全協会 \(公式ホームページ\) \(skjak.jp\)](http://skjak.jp)

(3) 上記報告書の電子データ (ファイル形式は監督員の指示による)

報告書 (発注者及び特定行政庁への提出用) データを収納したCD-R : 各2枚

## 9 特記事項

- (1) 受注者は、特に明記なきものや疑義を生じたものについては、発注者と協議し指示を受けるものとする。
- (2) 発注者は、本委託業務に必要な図書及びその他の関係資料を受注者に提供又は貸与するものとする。
- (3) 受注者は、作成する調査資料並びに機構から提供を受けた関連資料を当該業務に携わる者以外に漏らしてはならない。
- (4) 提供される図面が現況と異なる場合、若しくは提供されない場合は、図面作成を行うものとする。
- (5) 対象施設に定期点検として立ち入る場合は、施設管理者と連絡調整を行うこと。
- (6) 調査の結果、施設利用者の安全が損なわれると判断される場合は、監督員と協議のうえ、改善方策とその工事概算額を提出すること。
- (7) 各施設については、前回調査結果 (令和5年度実施) の貸与可能。